

安衛法第88条の計画届 一覧表

	届出をすべき機械等	届出を要しない仮設の建設物又は機械等	期日	提出先
法第88条1項	1. 建設業 2. 製造業ただし、次に掲げるものを除く イ. 食料品・たばこ製造業（化学調味料製造業及び動植物脂製造業を除く） ロ. 繊維工業（紡績業及び染色整理業を除く） ハ. 衣服その他の繊維製品製造業 ニ. 紙加工品製造業（セロファン製造業を除く） ホ. 新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業 3. 電気業 4. ガス業 5. 自動車整備業 6. 機械修理業 上記1～6の業種の事業場で、電気使用設備の定格容量の合計が300kw以上の場合で当該事業場に係る建設物若しくは機械等を設置し、移転し又はこれらの主要構造部分を変更しようとするとき（福利厚生施設等の建設物・機械等は除く）	次に該当する建設物または機械等で、6ヵ月未満の期間で廃止するもの（高さ及び長さがそれぞれ10m以上の架設通路またはつり足場、張出足場もしくは高さ10m以上の構造の足場にあつては、組立から解体までの期間が60日未満のもの） イ. その内部に設ける機械等の原動機の定格出力の合計が2.2kw未満である建設物 ロ. 原動機の定格出力が1.5kw未満である機械等（法37条1項の特定機械等を除く） ハ. 安衛規別表第8に掲げる業務を行なわない建設物又は機械等（（法37条1項の特定機械等を除く）（則87条）		
業種又は規模に拘わらず届出を要する機械等（法第88条2項）	特定機械等 ボイラー（小型ボイラーを超えるもの）（移動式ボイラーを除く） 第一種圧力容器 クレーン（つり上げ荷重3t以上のもの） 移動式クレーン（同3t以上のものの変更のみ） デリック（同2t以上のもの） エレベーター（積載荷重1t以上のもの） 建設用リフト（同0.25t以上でガイドレールの高さが18m以上のもの） ゴンドラ	なし		労働基準監督署長
	イ. 安衛則別表第7の13（有機溶剤局所排気装置、プッシュプル型換気装置、全体換気装置） ロ. 安衛則別表第7の14（鉛則の設備等） ハ. 安衛則別表第7の15（令別表第5号第2号に掲げる業務に用いる機械又は装置） ニ. 安衛則別表第7の16～20（特化則関係の設備、装置） ホ. 安衛則別表第7の21（電離則関係の装置、装置室、作業室、貯蔵施設） ヘ. 安衛則別表第7の22（事務所衛生則関係の空気調和設備、機械換気設備） ト. 安衛則別表第7の23～24（粉じん則別表第2第6号及び8号に掲げる特定粉じん発生源を有する機械又は設備並びに同表第14号の型ばらし装置、粉じん則第4条又は第27条第1項ただし書の規定により設ける局所排気装置又はプッシュプル型換気装置）	6ヵ月未満の期間で廃止するもの（則89条）	工事開始の30日前	
	①動力プレス（機械プレスでクランク軸等の偏心機構を有するもの及び液圧プレスに限る） ②金属その他の鉱物の溶解炉（容量が1t以上のものに限る） ③化学設備（製造し、若しくは取り扱う危険物又は製造し、若しくは取り扱う引火点が65℃以上の物の量が労働大臣が定める基準に満たない者を除く） ④乾燥設備（施行令6条8号イ又はロの乾燥設備に限る） ⑤アセチレンガス溶接装置（移動式のものを除く） ⑥ガス集合溶接装置（移動式のものを除く） ⑦軌道装置 ⑧土石、岩石又は鉱物を加工するための動力による機械（移動式のものを除く）で屋内に設けるもの	6ヵ月未満の期間で廃止するもの（則89条）		
	⑨機械集材装置（原動機の定格出力が7.5kwを超えるものに限る） ⑩運材索道（支間の斜距離が350m以上のものに限る） ⑪架設通路（高さ及び長さが10m以上のものに限る） ⑫足場（つり足場、張出足場以外の足場については、高さが10m以上の構造のものに限る）	組立から解体までの期間が60日未満のもの（則89条）		
	⑬型枠支保工（支柱の高さが3.5m以上のものに限る）	なし（則87条）		
1. 高さが300m以上の塔の建設の仕事 2. 堤高（基礎地盤から堤頂までの高さをいう。）が150m以上のダムの建設の仕事 3. 最大支間500m（つり足場にあつては、1,000m）以上の橋梁の建設の仕事 4. 長さが3,000以上のずい道等の建設の仕事 5. 長さが1,000m以上3,000m未満のずい道等の建設の仕事で、深さが50m以上のたて坑（通路として使用されるものに限る）の掘削を伴うもの 6. ゲージ圧力が3kg毎平方センチメートル以上の圧気工法による作業を行なう仕事（則89条の2）		仕事開始の30日前		厚生労働大臣
建設業・土石採取業等 法第88条4項	1. 高さ31mを超える建築物又は工作物（橋梁を除く）の建設、改造、解体又は破壊の（以下「建設等」という）の仕事 2. 最大支間50m以上の橋梁の建設等の仕事 2の2 最大支間30m以上50m未満の橋梁の上部構造の建設等の仕事（則18条の2の場所において行われるものに限る） 3. ずい道等の建設等の仕事（ずい道の内部に労働者が立ち入らないものを除く） 4. 掘削の高さまたは深さが10m以上である地山の掘削（ずい道等の掘削及び岩石の採取を除く。以下同じ）に作業（掘削機械を用いる作業で、掘削面の下方に労働者が立ち入らないものを除く）を行う仕事 5. 圧気工法による作業を行う仕事 5の2 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物で、「石綿等」が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行なう仕事 5の3 廃棄物焼却炉（火格子面積が2㎡以上又は焼却能力が1時間あたり200kg以上のものに限る）を有する廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備解体等の仕事 6. 掘削の高さ又は深さが10m以上の土石採取のための掘削の作業を行う仕事 7. 坑内掘りによる土石の採取のための掘削の作業を行なう仕事（則90条）		当該仕事開始の14日前	労働基準監督署長

1. 事業附属寄宿舎は安衛法第88条1項の「建設物」には含まれず、労基法第96条の2に基づく届出となる。  
 2. 本表最上欄の業種及び規模の事業場がその下の欄の機械等の計画届を提出する場合は法88条1項の届出となる  
 3. 建設物・機械等の設置届、建設工事計画届にかかるものは、安衛則第92条の3に定める資格を有する者を参画させることが必要（法88条5項、92条の2）（安衛法89条の2により、安衛則第94条の2に該当する民間工事の大規模工事の建設工事計画届は、都道府県労働局長が審査を行ないますので、その都度監督署にお問合わせください。）